

## 事業概要

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇、等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業の実施に向け、劇場・音楽堂等が行う地域の多彩な文化を発信・体験できる事業を支援することで、国内外への発信力強化を図る。

## 事業内容

### 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- ◆ [支援施設数]: 15施設
- ◆ [支援内容]: 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

### 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域に関わらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- ◆ [支援件数]: 長期公演 2件  
通常公演 50件  
多言語対応公演 10件
- ◆ [支援内容]: 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援。  
(多言語対応公演は、翻訳料及び字幕板賃借料を含む。)

### 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、翻訳初演、等)を支援。

- ◆ [支援件数]: 3件
- ◆ [支援内容]: 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。



撮影: 福山紀信



撮影: 池上直哉

### 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり、地域住民や団体等とともに行う実演芸術の創造発信(公演事業)や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- ◆ [支援件数]: 公演事業 70件  
人材養成事業 35件  
普及啓発事業 35件
- ◆ [支援内容]: 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

### 劇場・音楽堂等 劇盤整備事業

劇場・音楽堂等において実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われる環境を醸成するため、各種情報提供や研修、調査研究を実施。

- ◆ [研修内容]: アートマネジメント研修  
舞台技術職員研修  
スタッフ交流研修



- 我が国の実演芸術の水準向上
- 全国的な劇場・音楽堂の活性化
- 地域コミュニティの創造と再生

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

## 先進的文化芸術創造拠点形成事業(予定額 500百万円)

### 【課題】

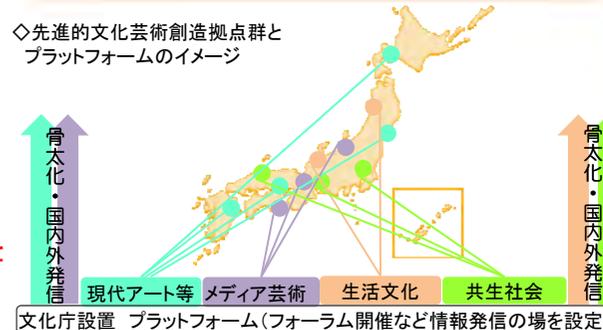
1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人が参画し活躍できる社会の実現が必要

文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、**芸・産学官連携**により**持続的な地域経済の発展**や**共生社会の実現に向けた取組を牽引する**地方公共団体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



## 文化芸術創造拠点形成事業 (予定額 2,400百万円)

○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した**文化芸術事業を支援**

補助率: 1/2 補助金額8千万円を上限

### 【取組例】

・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭等



パシフィック・ミュージック・フェスティバル (北海道札幌市)



アース・セレブレーション (新潟県佐渡市)

○地方公共団体等による文化事業の実施体制を構築する取組を支援

補助率: 1/2 補助金額2千万円を上限

### 【支援内容】

・実施体制の運営費や調査研究費等

- ・地域で光る文化芸術創造拠点の形成
- ・地方公共団体の文化事業の実施能力向上

### トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

### 【支援内容】

・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業

#### ①文化芸術事業等

- ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
- ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等

#### ②人材育成事業

- ・セミナー等開催費等
- ・専門人材活用の報償費等

#### ③ネットワーク構築事業

- ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

#### ●重点分野例

- 現代アート・実演芸術等
- メディア芸術(マンガ・アニメ等)
- 生活文化(工芸・食文化等)
- 共生社会(障害者・高齢者等)

### 文化芸術創造活用プラットフォームの構築

文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として**分野ごと**に**取組や知見をパッケージ化**して**骨太化するプラットフォームを構築**。フォーラムの開催など**国内外への情報発信**等を行う。

芸・産学官連携により、文化芸術資源を活用し、経済的価値、社会的・公共的価値を創出する新たな社会モデルの形成を推進

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた貴重な国民の財産である、芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図る必要がある。



重要無形文化財「京舞」 保持者  
井上八千代氏

## (1) 無形文化財の伝承・公開 643百万円(606百万円)

重要無形文化財の保持者や保持団体等が行う伝承者養成等を支援するとともに、重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。



重要無形民俗文化財  
「長良川の鵜飼漁の技術」

## (2) 民俗文化財の伝承等 346百万円(270百万円)

地方公共団体、民俗文化財の所有者・保護団体等が行う民俗文化財調査、重要有形民俗文化財の保存修理や防災設備の設置、重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。

## (3) 文化財保存技術の伝承等 406百万円(398百万円)

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの錬磨、原材料・用具の確保等に対して補助等を行う。



選定保存技術「雅楽弦楽器(和琴・箏)製作修理」  
保持者 小川 眞紀夫 氏

# 文化遺産総合活用推進事業 (地域文化遺産活性化事業)

(28年度予算額 1,806百万円)  
29年度要求額 1,600百万円

## ■現状の課題等

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、**地域に活力を与える国民共有の財産**
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退や文化財の担い手不足で、**地域の文化遺産が消失の危機に直面**

## ■文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、**地域振興等、観光・産業振興等に活用**  
日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきもの。**日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化**

## 事業概要

### ■目的

地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興・観光振興とともに地域活性化を推進

### 地方公共団体

地方公共団体が文化遺産を活用した地域の目指すべき姿を戦略的に計画。当該計画に合致する**補助事業を手段として実施計画を実現し、評価する。**

### 補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

#### ■補助対象事業

##### 地域の文化遺産次世代継承

- ・ 情報発信( DVD、パンフレット等の作成 )
- ・ 人材育成( ボランティアが伊等の育成 )
- ・ 伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催 等

域内の文化遺産を総合的に活用

##### 伝統文化継承基盤整備

- ・ 無形文化財に用いる用具の修理・新調 等
- ・ 後継者養成、継承のための記録作成 等

文化遺産継承のための基盤を整え  
活用効果を下支え。

観光客の  
増

交流人口  
の増

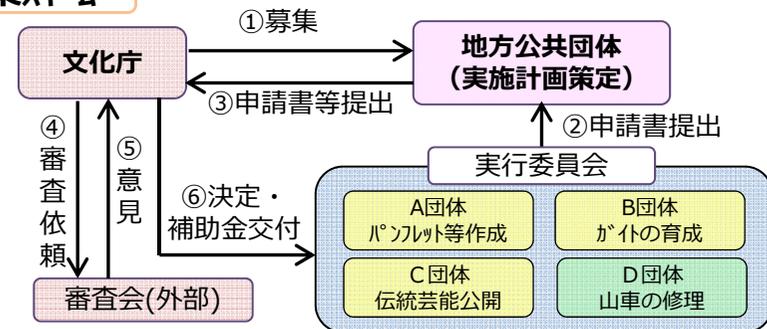
保存会  
会員の増

UIJター  
率の増

⋮

地域に活力・地域の誇りを醸成

## 事業スキーム



## 活用事例

スマートフォン等を活用した文化遺産案内アプリの開発

アプリ開発 文化財マップ

歴史道産巡り

AR・VR復元

おまけ

ウェアチャルリアリティ

(歴ナビ多賀城)

文化遺産継承のための用具修理



地域における  
茅葺技術の継承



- 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）  
次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**
- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）  
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月閣議決定）  
文化芸術活動に対する効果的な支援、**子供の体験機会の確保、担い手の育成**・・・を進める

## 事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定  
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

<支援教室数>

平成29年度  
約4,000教室程度

## 文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは **子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

### 1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
  - 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 公演種目 14種目 □公演数 1,550公演程度

### 2 合同開催事業

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。
- 公演種目:8種目 □公演数:300公演程度



### 3 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
  - 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
- 学校公募型 1,550件程度  
□ NPO法人等提案型 1,100件程度



### 4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
  - 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
  - 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。
- 学校公募型 100件程度  
□ NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など  
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、  
優れた文化芸術の創造につなげる

## 博物館職員の資質向上

観光振興、地域活性化についての博物館の機能強化を図るため、平成28年度から、学芸員等を対象とした研修に観光庁と連携した観光に関する講座を新設。講師として、金沢21世紀美術館長である秋元雄史氏らを招聘。

### ① 博物館長研修

日 程:平成29年10月4日(水)～6日(金)【3日間】

対 象:館長・副館長に就任して2年未満の者 定 員:50人

研修内容:新任の博物館長等に対し,博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や,博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い,博物館運営の責任者としての力量を高める。

### ② 博物館学芸員専門講座

日 程:平成29年12月13日(水)～15日(金)【3日間】

対 象:勤務経験が概ね7年以上 定 員:50人

研修内容:学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い,都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員として力量を高める。